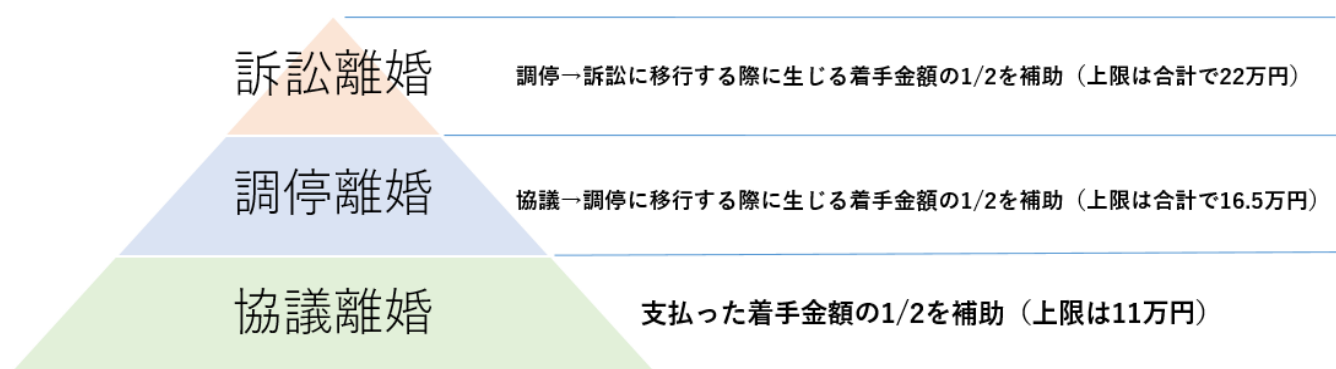


本日も相談をされた皆様へ

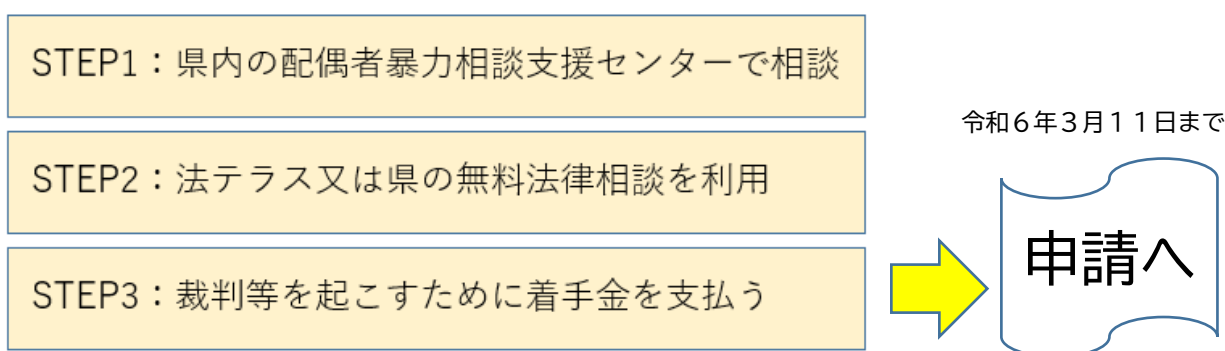
## DV 被害者法的サービス費用支援事業費補助金

のご案内

- ▶ 山梨県に在住し、DV 被害を受けている方が対象です
- ▶ 婚姻関係の解消に要する弁護士費用の一部を補助します



- ▶ 補助を受けるためには、主に次の条件があります



※令和5年度は令和6年3月11日までに、申請書を県に提出することが必要です  
※この他にも所得要件等、一定の要件があります

- ▶ 「私は補助金の対象？」

詳しい要件や手続方法については、まずは電話で下記にご相談ください。

山梨県 男女共同参画・共生社会推進統括官（Tel055-223-1358）

※申請書類は、県 HP からダウンロードできます。

